

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	会計課	
件 名	スマートフォン決済導入に係る歳入システム連携テストについて	
契 約 内 容	市税等の徴収にスマートフォン決済を利用した収納業務を開始することから、収納データと歳入システムが問題なく連携できるかのテスト	
契 約 期 間	令和2年9月1日から令和2年9月30日	
契 約 締 結 日	令和2年9月1日	
契 約 相 手 方	株式会社三菱UFJ銀行	
契 約 金 額	415,250円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在使用している歳入システムは、指定金融機関である株式会社三菱UFJ銀行のものを利用しており、歳入システム業務も株式会社三菱UFJ銀行に委託していることから競争入札には適さず、随意契約とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課